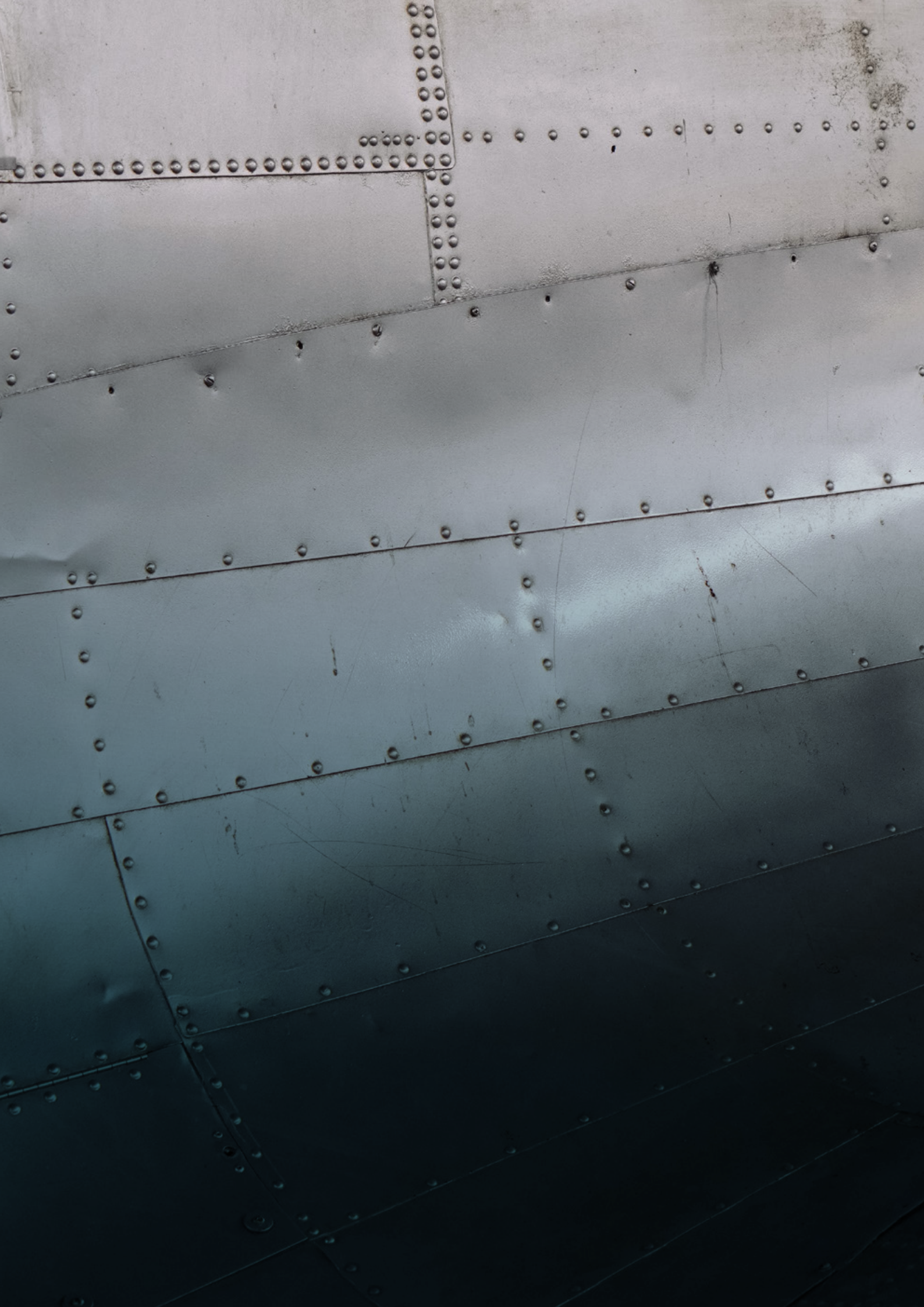


オーストラリアー 日本

オーストラリアの 安全保障分野における 最新動向および事業機会

ASHURST
PERKINS
COIE



はじめに

オーストラリアの安全保障分野は、国際情勢の不安定化が加速する中、急速かつ歴史的な変革期を迎えています。同時に、日豪両国は共通の価値観を共有する信頼できるパートナーとして互いを認識しており、両国間の安全保障関係は深化し続けています。

2026年4月16日、オーストラリア国防省は、2024年に公表された「国家防衛戦略」の改訂版（以下「2026年国家防衛戦略（NDS）」と言う。）を公表しました。2026年国家防衛戦略では、オーストラリアの戦略環境の悪化をもたらす諸要因がさらに広範かつ深刻化していること、またオーストラリアが今後10年間にわたり高水準の地政学的リスクに直面すると確認されています。オーストラリア政府は、国防能力、即応態勢およびレジリエンスの強化に向け、今後4年間で140億豪ドル、今後10年間で530億豪ドルの追加投資を行う方針を打ち出しています。本ガイドでは、オーストラリアの安全保障分野の形成およびその方向性に影響を与え得る主要なトレンドを分析するとともに、日豪両国の企業にとって新たに生じつつある事業機会についてご紹介します。

主要な動向および機会

1. 日豪協力

安全保障分野における日豪関係の深化は継続的な潮流であり、今後も一層加速していくものと見込まれます。2026年は二国間関係において記念すべき年となり、二国間の「友好協力基本条約」締結50周年を迎えます。また、二国間の公式な防衛パートナーシップを確立した2007年の「安全保障協力に関する共同宣言」からも、20年近くが経過しています。両国は変化し続ける厳しい地政学的状況に直面しており、安全保障協力を維持し、深化させるという強い政治的意志が見て取れます。

2025年後半、オーストラリア政府は三菱重工業の「もがみ」型護衛艦をオーストラリアの次期汎用護衛艦として選定しました。これは日本の産業にとって重要な輸出実績であり、二国間の防衛関係が強固であることを示すものです。「もがみ」型護衛艦の取引は、単なる調達にとどまらず、共同造船および技術交流に向けた動きを表しています。最初の3隻は日本国内で建造され、残る8隻は西オーストラリア州で建造される予定です。

政府間の観点からは、両国はあらゆる分野における安全保障協力のさらなる強化を図るとともに、二国間の「特別な戦略的パートナーシップ」の在り方を検討しています。その一環として、国防大臣主導の「戦略的防衛調整枠組み」の創設など、制度上の連携の一層の強化が挙げられます。これにより、防衛政策に影響を及ぼす事項に関して、より緊密な協議が可能となります。2025年12月7日付の閣僚共同声明において、両国の防衛大臣は、「もがみ」型護衛艦の選定を受け、造船および維持整備における産業協力を基盤とした相互運用性の向上という歴史的な機会の利益を最大化し、平和と安定に貢献するための取り組みを支持する旨を表明しました。

2026年4月21日、日豪関係は日本が数十年にわたり維持してきた殺傷能力のある兵器の輸出禁止を撤廃し、オーストラリアを含む17カ国への輸出を可能としたことにより、さらに強化されました。高市首相は、この政策変更について、「安全保障環境が一層厳しさを増していること」および日本のパートナー国を支援する必要があることを理由として挙げています。今回の重要な方針転換は、地政学的な不確実性を示すとともに、日本企業がオーストラリアの防衛市場に関与する機会の拡大にもつながるものと考えられます。

三菱重工業をはじめとする「もがみ」型護衛艦のサプライチェーンに属する日本企業は、同艦の現地建造および維持整備に対応するため、オーストラリアに事業拠点を設けることを検討している中、オーストラリアの防衛市場においてより大きな役割を果たすさらなる参入機会が生まれ、単に「もがみ」型護衛艦の維持整備にとどまらない幅広い事業機会を模索することになるでしょう。また、オーストラリアのパートナー企業との協業は、双方にとっての互恵的な事業機会につながる可能性が高いと考えられます。さらに注目すべき点は、ニュージーランドが「もがみ」型護衛艦計画に参画するか否か、また参画する場合は具体的な参画方法についてです。ニュージーランドは2隻の発注を検討しているとされており、鍵となるのは、それらの艦艇をどこで建造するか、また「もがみ」型護衛艦に係るオーストラリアの発注とどのように調整するかという点です。

2. AUKUS (米英豪安全保障枠組み) におけるインフラ

オーストラリアの防衛支出は、30年間にわたるAUKUS（米英豪安全保障枠組み）計画を支援するために必要な支出による影響を大きく受けています。これはオーストラリア史上最大の防衛投資となります。潜水艦自体の調達には莫大な費用を要するだけでなく、関連施設、特に造船所および港湾の整備にも極めて多額の支出が必要とされています。主要プロジェクトとしては、新型のAUKUS潜水艦の配備拠点となるとともに、複数の「もがみ」型護衛艦の建造も行われる予定の西オーストラリア州ヘンダーソン港施設の拡張、およびAUKUS潜水艦の建造を支援する南オーストラリア州オズボーン造船所の拡張が含まれます。ヘンダーソンおよびオズボーンに対する資金拠出の約束もすでに発表されています。一方、東海岸における潜水艦基地の設置場所に関する決定はまだ先のことになりますが、選定場所にかかわらず、大規模な追加投資が必要となる見通しです。

これは極めて重要な港湾・海洋工事のパイプラインであり、2026年国家防衛戦略における重点分野として位置づけ



られています。注視すべき重要な課題は、コスト超過や納期遅延につながり得る建設市場における供給能力の制約を回避するため、オーストラリア政府がこれらの工事をいかに管理するかという点です。海洋建設は専門性の高い分野であり、オーストラリア市場において原子力関連の施工実績を有する建設業者は限られています。また、安全保障上の懸念から、オーストラリア市場で活動する一部の建設業者には、これらの工事への参入が制約される可能性があります。例えば、オーストラリア市場における大手建設業者の一つであるJohn Holland社は、中国交通建設（CCCC）の傘下にあります。中国交通建設は、南シナ海における軍事拠点の人工島の建設への関与を理由に、一部の子会社に規制措置が講じられています。このため、John Holland社がこれらのプロジェクトに関与することは極めて難しいと考えられます。

日本企業は、交通、エネルギーおよび社会インフラを含むオーストラリアのインフラ市場において、数十年にわたり、エクイティ投資家として、またサプライヤーおよびサービス提供者として積極的に参画してきました。

必要な港湾インフラを整備するための事業機会の規模を踏まえると、日本企業がコンソーシアムへの参画等を通じて、今後予定される一連の建設案件に関与できる可能性があります。

3. 高性能精密システムと規模・消耗性のバランス

AUKUS計画は、オーストラリアへの原子力潜水艦（バージニア級潜水艦3〜5隻、および新型のAUKUS級潜水艦5〜8隻）の配備を目的としており、総投資額は約3,600億豪ドル規模にのぼります。計画が順調に進んだ場合でも、AUKUS級潜水艦の引渡しは2040年代以降となる見通し

です。AUKUS級潜水艦が就役するまでの間、2030年代初頭に米国からオーストラリアに提供される予定のバージニア級潜水艦が戦力の空白を補完する役割を担うことになっています。

これらの潜水艦はいずれも高性能精密システムであり、極めて高額である一方、その配備数は比較的限定的です。

AUKUS計画が推進される一方で、ウクライナ戦争から得られた教訓は、安価かつ使い捨て可能で、能力獲得までの時間が極めて短いドローンを大量生産することが、現代の紛争において不可欠であることを示唆しています。同時に、適切なドローン対策も非常に重要であり、高価な高性能精密システムが安価かつ大量生産されたドローンによって対抗されないよう、多額の投資が求められます。実際に、ウクライナ戦争では、革新的な方法で運用されたドローンが従来の海軍戦力に対抗できることが実証されており、黒海におけるウクライナの戦果がその代表例として挙げられます。

ドローン技術の開発サイクルは短く、オーストラリアにはドローンおよび対ドローンシステムの分野において技術革新を牽引する企業が多数存在しています。2026年国防衛戦略では、ゴースト・シャーク、MQ-28Aゴースト・バットをはじめとする自律型システムおよび対ドローン技術の国内生産に対する政府の投資方針が強調されています。今後の重要な課題は、オーストラリア政府がこれらのシステムの量産体制を確保し、十分な国内製造能力および支援能力を構築するという必要性に、どのように対応していくかです。

この分野においては、今後も継続的な技術革新が見込まれます。日本企業の技術へのアクセスおよび産業革新が重要な役割を果たし得る分野です。

4. 防衛・安全保障分野への参入における主要な検討事項

日本企業によるオーストラリアへの投資はあらゆる分野において確固たる実績を有しており、多くの日本企業が国防省を含むオーストラリアの政府機関と大規模な取引を行っています。しかしながら、多くの日本の投資家にとって、オーストラリアの防衛関連事業特有の法的・規制上の問題は必ずしも馴染みのあるものではありません。ここでは、これらの主要な課題について紹介します。

5. 契約管理

国防省との契約締結にあたっては、使用が義務付けられている標準契約書式（ASDEFCON）への理解に加え、これらの契約がコモン・ロー体系であるオーストラリア法の下でどのように解釈されるかを理解することが求められます。日本企業にとっては、大陸法体系である日本法に準拠した日本の標準契約書式（ATLA）に基づく取引の方がより馴染み深いものと考えられます。また、厳しい防衛調達環境下での課題解決のアプローチについても、日豪間で文化的な相違が生じる可能性があると考えられます。

実務上、日本企業にとっては、オーストラリアの防衛契約に関する知識を深めるとともに、紛争のリスクおよびその影響を軽減するために契約管理体制への投資を行うことが重要となります。

オーストラリアにおける防衛調達は、予定された期限内かつ予算内でのプロジェクト遂行において、必ずしも容易ではありません。これにはいくつかの要因があります。具体的には以下のとおりです。

- ・ 防衛調達は、開発段階にある複雑な最先端システムを対象とすることが多いこと。
- ・ 異なるメーカーのシステム間のインターフェースが必要であること。
- ・ 調達過程において要件に変更が生じ、プロジェクトの要件または範囲の調整が必要となる場合があること。

これらの要因はいずれも、プロジェクトの遂行における追加コストの発生および納期の遅延につながり得るものです。

適切に設計された調達契約には、連邦政府と請負業者間のリスク配分が規定されています。これにより、事業者は、顕在化しない可能性のあるリスクに対して多額の予備費を計上することなく、納入リスクの価格設定を行うことが可能となります。これは連邦政府にとっても有利に働くものです。なぜなら、すべてのリスクが価格に織り込まれた場合、コストは大幅に増大する可能性が高いためです。

オーストラリアの安全保障分野においては、広く報じられているコスト超過事例と、業界における「クレーム文化」（請求偏重の慣行）への認識が相まって、契約管理および連邦政府に対する契約調整の正当性の説明について、改めて注目が集まっています。これにより、オーストラリア市場の請負業者は、プロジェクトの契約管理に対して十分なりソースを確保し、適切に管理を行うことが求められています。



日本の請負業者がオーストラリアにおいて事業基盤を構築し、業務を開始するにあたり、この点について特に認識しておく必要があると考えます。その理由は、ここに文化的力学が働いているためです。オーストラリアの既存サプライヤーはクレームに基づく契約運用を熟知しており、一部の契約当事者は協調的な問題解決よりも対立的なアプローチを選択する傾向があるとの認識が存在します。このようなアプローチの弊害として、クレーム主導の対応に過度に依存することで、商業上の関係を悪化させ、プロジェクトの効率的な遂行から注意が逸れる可能性があります。一方、日本の商業関係へのアプローチは、長期的なパートナーシップ、協力的な問題解決、および正式な請求や紛争手続きよりも対話を通じた意見の相違の解決を重視する姿勢に根差しており、このことがクレームに基づくアプローチの追求に消極的な姿勢をもたらすことは少なくありません。ただし、ここでの欠点は、本来回収し得る対価を取りこぼす結果となり、財務上のリスクにさらされる点です。

納入契約の変更交渉やコストおよび工期延長に係る請求を行うことに消極的な日本の請負業者は、オーストラリア市場においてリスクにさらされる可能性があります。このため、日本企業がこの分野に注力し、クレームに関する商業的および文化的な力学を理解することが重要となります。このことは連邦政府にとっても同様に重要です。契約範囲の変更に応じて適正な対価の確保と契約された成果の納入を両立させる能力は、単なる商業上の問題にとどまるものではなく、オーストラリア（および日本）の防衛能力を支えるパートナーシップを持続させる上で不可欠なものです。

6. サイバーおよび物理的リスクの管理

2026年国家防衛戦略は、スパイ活動および外国による干渉がすでに「極めて深刻な水準」に達しており、権威主義体制が重要インフラの妨害、サイバー侵入、および誤情報や偽情報の拡散をより強い意志と能力をもって行うようになっていることを指摘しています。この見解は、オーストラリア保安情報機構（ASIO）長官であるマイク・バージェス氏が2025年の年次脅威評価においても同様に示しているものです。オーストラリアのデジタル通信基盤の中核と位置づけられる重要な海底インフラは、敵対国による破壊工作に対して脆弱であると指摘されています。2026年国家防衛戦略は、新型の長距離ミサイル、宇宙・サイバー能力、偽情報、またはサプライチェーンの途絶に対して、オーストラリアの地理的条件はもはや防御として機能しないことを明確に示しています。

これを受けて、2026年国家防衛戦略は、統合された重点的な戦力の主要な能力上の優先事項の一つとして、サイバー能力への大規模な投資を優先事項として位置づけています。具体的には、REDSPICEプログラムを通じたオーストラリア信号局への継続的な投資により、オーストラリアのサイバー能力を大幅に強化し、国内ネットワークを防御するための選択肢を提供すること、国防省の通信ネットワークを拡充し、ネットワークの効率性、レジリエンスおよび冗長性を向上させること、ならびに人材およびサイバーミッションシステムへの投資を通じたサイバー空間における防御能力の強化が含まれています。また、AUKUSの第二の柱（Pillar II）である先

進能力においても、先進サイバー能力はオーストラリア、英国および米国の間における共同開発の優先分野として位置づけられています。

物理的な安全保障において、2026年国家防衛戦略は、オーストラリア国防軍（ADF）の戦力および重要インフラの防護を、統合された重点的な戦力の6つの主要な能力効果の一つとして位置づけています。攻撃に対する耐性およびそこから回復する能力は、潜在的な敵対勢力に対してオーストラリアが自国を防衛する決意の強さを示すものとされています。具体的な投資としては、長距離・高速ミサイルから国防省の重要インフラおよび施設を防護するためのミサイル防衛、国内および展開先の双方において建物、司令部および展開部隊を防護するための小型無人航空機対処システム（C-UAS）の導入、ならびに戦力投射を可能とするともに攻撃からの回復力を向上させるためのレジリエンスを備えた北部基地ネットワークの整備が含まれます。また2026年国家防衛戦略は、より広範に、基地、道路、鉄道、港湾、通信ネットワークおよび国内の燃料・エネルギー安全保障を含む国家の重要な物流・インフラの防護を、国家防衛の優先分野として位置づけています。このアプローチは、重要インフラ事業者に対するリスク耐性の強化に関する他の法的枠組みにおけるアプローチと同様の方向性を示すものです。

日本企業にとって、これらの優先分野は大きな事業機会となります。2026年国家防衛戦略が重要インフラの防護および国防省のインフラ全般およびネットワークにわたるサイバーセキュリティの強化を重視していることにより、専門的なセキュリティサービス、安全な通信技術および物理的防護システムに対する需要が拡大するものと見込まれます。高度な製造業、通信およびシステム統合における日本の強みは、これらの能力ニーズに直接関連するものです。2024年に設立された国防デジタルグループ等を通じ、国防省のICT環境全般にわたり「セキュリティ・バイ・デザイン」を確保するという政府の方針もまた、セキュリティに関する高い信頼性と実績を有する技術提供事業者にとって新たな参入機会を創出するでしょう。日本企業は、高度なセンサー技術、サイバー防御システムおよびレジリエンスを備えたインフラ設計といった分野における専門性を有しており、これらの能力ニーズへの貢献において有利な立場にあります。

7. 高度な技能を有する防衛人材の必要性

日本の投資家にとっての防衛分野における事業機会は、調達にとどまらず、広範に及んでいます。オーストラリアの安全保障分野は深刻な技能人材の不足に直面しており、特に溶接、ボイラーメイキング（鋼構造物の製作・組立）および船舶工学といった専門分野において、その傾向が顕著です。日本はこれらの各分野において確固たる実績と高い技術力を有する人材を擁しており、日本の専門家が拡大を続けるオーストラリアの防衛産業にその専門知識を提供する機会も自ずと広がっています。こうした重要な技能人材の不足の解消に取り組むことにより、日本の投資家および熟練人材は、オーストラリアの防衛能力の強化において有意義な役割を果たすとともに、二国間の経済関係の一層の深化にも貢献することができます。

8. 国家のレジリエンス

2026年国家防衛戦略は、オーストラリアにとって国家レジリエンスの重要性を大幅に高めています。ウクライナ戦争および中東における紛争からの教訓を踏まえ、2026年国家防衛戦略は、備えおよびレジリエンスが効果的な抑止力の中核であると認識しています。政府は、オーストラリア国防軍（ADF）が混乱に耐え、持ちこたえ、そこから回復する能力の強化を進めており、オーストラリアの内務省が国家のレジリエンスの向上に向けた取り組みを主導し、首相・内閣府が政府全体にわたる国家民間準備態勢の調整を担っています。

2026年国家防衛戦略で特定された主要なレジリエンスの優先事項としては、以下が挙げられます。第一に、サプライチェーンのレジリエンスについては、政府が重要サプライチェーンの脆弱性への対処を加速し、脆弱な海上交通路への依存の軽減および民間海上貨物輸送能力を強化する取り組みを推進しています。第二に、燃料安全保障については、政府が燃料レジリエンス対策に20億豪ドルを投資済みであり、今後10年間でさらに48億豪ドルを投じることを約束しています。第三に、労働力および技能の供給基盤については、見習い制度に対する奨励金や無償の職業技術教育（Free TAFE）などのプログラムを活用し、防衛、製造、建設、運輸、物流、医療およびテクノロジー各分野への就業・参入の拡大を促進しています。

このような国家のレジリエンスに向けた国を挙げたアプローチは、民間セクターの大規模な参画を必要とするものであり、物流、サプライチェーン管理、インフラのレジリエンス、および高度な製造業といった分野に強みを有する日本企業にとっては、さらなる事業機会を創出します。2026年国家防衛戦略が、国家民間準備態勢は国民に対する必需品・

サービスの継続的供給、社会的結束、および防衛作戦への増強支援を支えるものであると認識していることは、これらの分野においてオーストラリアの自国の対応能力を強化するパートナーシップへの需要が今後一層高まることを示唆しています。

9. オーストラリアの外国投資規制

オーストラリアにおける外国投資は、Foreign Investment Review Board（FIRB）が所管するForeign Acquisitions and Takeovers Act 1975 (Cth)（FATA）により規制されています。外国人による一定の投資にはオーストラリア財務大臣の事前承認が必要であり、オーストラリアの国益に反すると判断された投資は禁止される場合があります。防衛分野に特に関連するものとして、外国人は「国家安全保障事業」を開始する前、または同事業における「直接的な権益」を取得する前に、FIRBの承認を得なければなりません。国家安全保障事業には、以下に該当する事業が含まれます。

- 重要インフラ資産（例えば、重要な防衛産業資産、重要な電気通信資産、重要なデータ保存・処理資産、および重要な航空資産）を運営している、または直接的な利害関係を有している
- 電気通信事業者または指定通信サービス提供者である
- 軍事または情報機関による使用を目的とした重要な物資、技術またはサービスを提供している
- 防衛および情報機関の職員の個人情報、または安全保障上の機密区分情報を保存、管理、またはアクセスできる



外国人が国家安全保障用地に対する権益を取得する場合にも、FIRBの承認が必要となります。国家安全保障用地には、防衛施設および国家情報機関が権利を有する土地が含まれます。

届出対象となる国家安全保障関連行為の金額基準は0豪ドルであり、すなわち、投資金額にかかわらず、当該行為に該当する投資にはFIRBへの届出が必要となります。

オーストラリアの防衛分野への参入を検討する日本企業は、投資計画の早い段階からこれらの要件に取り組むことが不可欠になります。

10. 先住民との関わり

日本企業がオーストラリアの防衛市場に参入するにあたり重要な考慮事項となるのが、オーストラリアの先住民（アボリジナルおよびトレス海峡諸島民）との関わりです。オーストラリア政府および国防省は、先住民コミュニティとの間で敬意を払い、文化的に配慮した関係構築を強く重視しており、この姿勢は防衛産業に参画する企業にも同様に求められます。

2025年12月、国防省は「国防省先住民コミットメント 2025–2030（Defence First Nations Commitment 2025–2030）」を発表しました。これは、「雇用・教育」、「包摂・和解」、「健康・ウェルビーイングおよび真実を語ること」、そして「経済的エンパワーメント」の4つの柱に基づく戦略的枠組みです。本コミットメントは、「格差是正に関する国家合意（National Agreement on Closing the Gap）」、「国家防衛戦略（National Defence Strategy）」および「国防文化ブループリント（Defence Culture Blueprint）」と整合して

おり、その影響は国防省の産業パートナーおよびサプライチェーンにも及ぶものとされています。

特に関連性が高いのは、「経済的エンパワーメント」の柱です。「連邦先住民調達政策（Commonwealth Indigenous Procurement Policy）」に基づき、国防省は契約件数の少なくとも3パーセントを先住民企業に発注することが義務付けられています。また、国防省は、先住民の中小企業との連携を強化し、先住民のサービス提供者が入札に参加できる機会を拡大することにも取り組んでおり、その一環として大手請負業者に対し、先住民のサービス提供者を下請けとして活用するよう奨励しています。日本企業は、こうした要件を自社の調達およびサプライチェーン戦略に組み込む必要があります。

オーストラリアで事業を立ち上げる日本企業は、早い段階から従業員間の文化的理解の醸成、現地の先住民コミュニティとの関係構築、そして文化遺産に関する義務の理解に積極的に取り組むことが求められます。特に、国防省の所有地・施設やインフラに関わるプロジェクトにおいてその重要性がさらに高まります。国防省が掲げる先住民コミットメントの方針に沿うことは、調達やパートナーシップに関する意思決定において好意的に評価される可能性が高く、真摯な関わりを示す企業は、連邦政府のみならず、何よりも現地の先住民コミュニティと信頼関係を築く上で、より有利な立場に立つことができるでしょう。



結びの言葉

オーストラリアの安全保障分野は、重要な岐路に立っています。日豪関係はこの局面において極めて重要であり、多くの機会をもたらすことでしょう。AUKUS（米英豪安全保障枠組み）、ドローンおよび対ドローン技術の急速な進化、そして日豪二国間の防衛関係の深化が収斂し、地域の安全保障の構図を再形成するとともに、両国の産業界にとって大きな事業機会を創出しています。

防衛関係における方向性は明確です。それは、より深化した協力関係の構築、産業面での相互依存の強化、および不確実性が増す地域における安定への共通のコミットメントです。オーストラリアの防衛市場への理解を深め、参入を目指す日本企業にとって、今後の事業機会はその規模において大きいのみならず、持続性においても確かなものとなるでしょう。

主要連絡先



マーク・ディズニー
パートナー
T +61 3 9679 3047
M +61 408 427 722
mark.disney
@ashurstperkins.com



小川 夏子
パートナー
T +61 3 9679 3833
M +61 427 481 911
natsuko.ogawa
@ashurstperkins.com



マシュー・テイラー
パートナー
T +61 7 3259 7260
M +61 427 314 201
matthew.taylor
@ashurstperkins.com



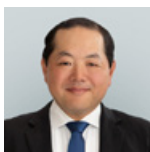
ルーク・ホートン
パートナー
リスク・アドバイザー
T +61 2 9258 6994
M +61 414 712 255
luke.houghton
@ashurstperkins.com



エマ・バトラー
パートナー
デジタル・エコノミー・トランザクションズ
部門プラクティス・グループ・ヘッド
T +61 3 9679 3549
M +61 438 294 361
emma.butler
@ashurstperkins.com



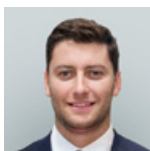
レイチェル・フォーク
パートナー
リスク・アドバイザー
T +61 2 9258 6405
M +61 438 434 822
rachael.falk
@ashurstperkins.com



内藤 央真
パートナー
T +81 3 5405 6097
M +81 90 3083 2626
teruma.naito
@ashurstperkins.com



ヘイゼル・ブラジントン
コンサルタント
T +61 3 9679 3550
M +61 408 693 268
hazel.brasington
@ashurstperkins.com



エドワード・シノット
シニア・アソシエイト
T +61 3 9679 3261
M +61 403 093 637
edward.sinnott
@ashurstperkins.com



ショジーブ・アラム
シニア・アソシエイト
T +61 3 9679 3417
M +61 479 178 656
shojeeb.alam
@ashurstperkins.com

Ashurst Perkins Coieグループは、Ashurst Perkins Coie UK LLP、Ashurst Perkins Coie US LLP、Ashurst Perkins Coie Australiaおよびそれぞれの関連会社により構成されています。関連会社には、「Ashurst Perkins Coie」の名称の使用またはAshurst Perkins Coieとの提携関係の表明を許可された独立した現地のパートナーシップ、会社またはその他の法人が含まれます。Ashurst Perkins Coieグループの一部のメンバーは有限責任事業体です。また、グループ内には法律サービスを提供するメンバーと、法律以外のサービスを提供するメンバーがあります。異なる法人が同一の法域で業務を行う場合もあります。各国においてどのAshurst Perkins Coieグループ法人が業務を行っているかについては、当グループのウェブサイト（www.ashurstperkinscoie.com）でご確認いただけます。

本資料は2026年5月時点の情報に基づくものであり、同日以降の法令、実務その他の動向は反映していません。また、本資料は、関連する法令又は実務の動向について包括的な検討を行うものではなく、記載された事項の全ての側面を網羅するものでもありません。本資料は一般的な情報提供のみを目的とするものであり、専門的助言を構成するものではありません。本資料の内容は、特定の事案又は事情を前提としたものではありません。具体的な案件については、適宜、専門家の助言を取得されることをお勧めいたします。本資料の全部又は一部について、Ashurst Perkins Coieの事前の書面による承諾なく複製又は転載することを禁じます。当事務所は、本資料の利用又はこれへの依拠により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

© Ashurst Perkins Coie 2026